

議案第 57 号

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 10 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)の一部改正に伴う同法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)及び同法施行規則(昭和 26 年建設省令第 19 号)の一部改正により、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市営住宅条例(平成9年羽曳野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条中「第11条」を「第12条」に改める。

第20条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市営住宅条例 新旧対照表

新	旧
<p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第 18 条 市長は、法第 40 条第 1 項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 16 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>令第 12 条</u>の定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第 19 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>令第 12 条</u>の定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第 20 条 1 省略</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>法施行規則第 7 条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第 18 条 市長は、法第 40 条第 1 項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 16 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>令第 11 条</u>の定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第 19 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>令第 11 条</u>の定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第 20 条 1 省略</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>法施行規則第 8 条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>以下省略</p>

